

第2章 基本目標②住み慣れた地域で安心して暮らす （介護・医療・住まい・見守り）

1. 地域支援機能の強化

第1部で見てきたように本市の高齢化率等の伸びは著しい状況になっており、特に今後は後期高齢者の割合が増えていくことが予想されます。また、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯も増加してきており、認知症高齢者の増加、生活支援のニーズの増大が想定されます。

このため、本市では、高齢者が生活支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えて、これまで推進してきた「多摩市版地域包括ケアシステム」を更に深化し、高齢者を含めた地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制の整備と協働しながら、住民同士が支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる安定的な地域共生社会を目指します。

●高齢化率等の推移

	平成12年度 (2000年度)	平成26年度 (2014年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
①高齢化率 (各年度1月1日)	11.4%	25.4%	28.5%	30.8%
②後期高齢者の割合 (各年度1月1日)	4.0%	10.4%	14.2%	19.6%
③要介護認定率（65歳以上） (各年度4月1日)	9.6%	12.8%	13.2%	17.2% (1月1日推計)
④高齢者単身世帯の割合 (各年度1月1日)	6.1%	13.7%	15.9%	
⑤高齢者のみ複数人数世帯の割合 (各年度1月1日)	4.9%	11.4%	12.7%	
⑥認知症高齢者の割合 (各年度4月1日)	2.0%	6.8%	7.3%	

※令和元年度以前は住民基本台帳人口等、令和7年度（2025年度）は、多摩市将来人口推計及び見える化システム推計値より算出

（１）地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センターは「地域包括ケアシステム」の中核機関として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほか、第1号介護予防支援事業を一体的に実施しています。さらに地域包括支援センターの総合相談機能と「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援体制整備」「認知症施策の推進」の事業と連携しながら地域包括ケアシステムを推進します。

① 地域包括支援センターの認知度の向上

《▼高齢支援課》

介護予防の推進や担い手の発掘など高齢者だけでなく、高齢者を支える世代にも地域包括支援センターの機能と役割を理解してもらえよう、様々な機会を通じて周知していきます。

【地域包括支援センター】

	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標	実績	目標	目標	目標
認知度	55.0%	44.5%	45.0%	50.0%	55.0%

*多摩市市政世論調査ベース

② 総合相談支援業務の実施

《▼高齢支援課》

高齢者本人、家族のほか関係機関からの紹介など、様々な機会を通して、医療や介護、生活にかかる様々な相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、本人、家族の意思を尊重し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの調整、機関または制度の利用促進、インフォーマルな地域資源の活用等の支援を総合的に進めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施

《▼高齢支援課》

高齢者への途切れない支援を行うために介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等と連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた自立支援に基づくケアマネジメントを実施します。個別の課題を明らかにし、本人、家族、関係者での合意形成を図り地域包括ケアシステムを実現するため、地域ケア会議を活用し介護支援専門員への支援等を行います。

④ 権利擁護業務の実施

《▼高齢支援課》

高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者の状況に合わせて権利擁護センター（多摩市社会福祉協議会）と連携し、成年後見制度等の活用促進を行うほか、消費者被害防止への対応、高齢者虐待への対応など専門的・継続的な視点から支援していきます。

⑤ 地域包括支援センター運営事業評価の実施

《▼高齢支援課》

地域包括支援センターが抱える課題や目標を明確にし、基幹型地域包括支援センターと連携しながら、高齢者を総合的に支援するために、地域包括支援センター運営事業評価を行っています。評価項目については、東京都の示す評価項目を踏まえ市独自の項目を作成し、国の保険者機能強化推進交付金の評価指標も反映させ、毎年見直しを行い、よりよい運営を目指します。また、基幹型地域包括支援センターと地域包括支援センターの双方向で評価することで、連携強化に取り組み、高齢者の総合相談窓口機能の充実を目指します。

（2）地域ケア会議の活用

《▼高齢支援課》

地域ケア会議は、高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進することにより、地域包括ケアシステムを構築していくための重要な方法です。地域包括支援センター及び市が「個別地域ケア会議」や圏域ごとの「地域課題会議」を実施し、高齢者の自立支援・生活の質の向上を目指します。「8050 問題」（高齢者とその息子や娘の世帯で、介護による様々な課題を抱える世帯）や「ダブルケア」などの複合的な課題を抱えた事例を多職種で検討することで困難ケースの解決を図ります。さらに、解決が難しい課題や圏域ごとに解決できない課題は、「地域課題ネットワーク会議」において検討し、必要な資源開発や地域づくりにつなげていきます。

多摩市の地域ケア会議については、令和元年東京都のモデル事業「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議体制構築支援モデル事業」に参加し、個別課題から地域課題、既存の協議会等との連動による課題解決の流れを再構築しました。

【地域ケア会議】

	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目 標	実 績	目 標	目 標	目 標
個別地域ケア 会議開催数	—	70 件	85 件	90 件	95 件



【モデル事業における検討の様子】

●多摩市の地域ケア会議の種類について

A：個別地域ケア会議

名称	目的	参集者
本人同意ありの個別地域ケア会議（にこにこミーティング）	地域の支え合い、見守りが必要な方への支援を、本人家族を交え考える会	本人家族、地域の関係者、地域包括支援センター、関係する専門職など
本人同意なしの個別地域ケア会議（らくらくミーティング）	支援の難しい方への対応をさまざまな専門機関と考える会	地域包括支援センター、関係する専門職など
自立支援ケアマネジメント会議（ぐっどらいふミーティング）	さまざまな職種が専門的な視点を持ち寄り、高齢者の自立支援・生活の質の向上を考える会	行政、地域包括支援センター、さまざまな専門職など

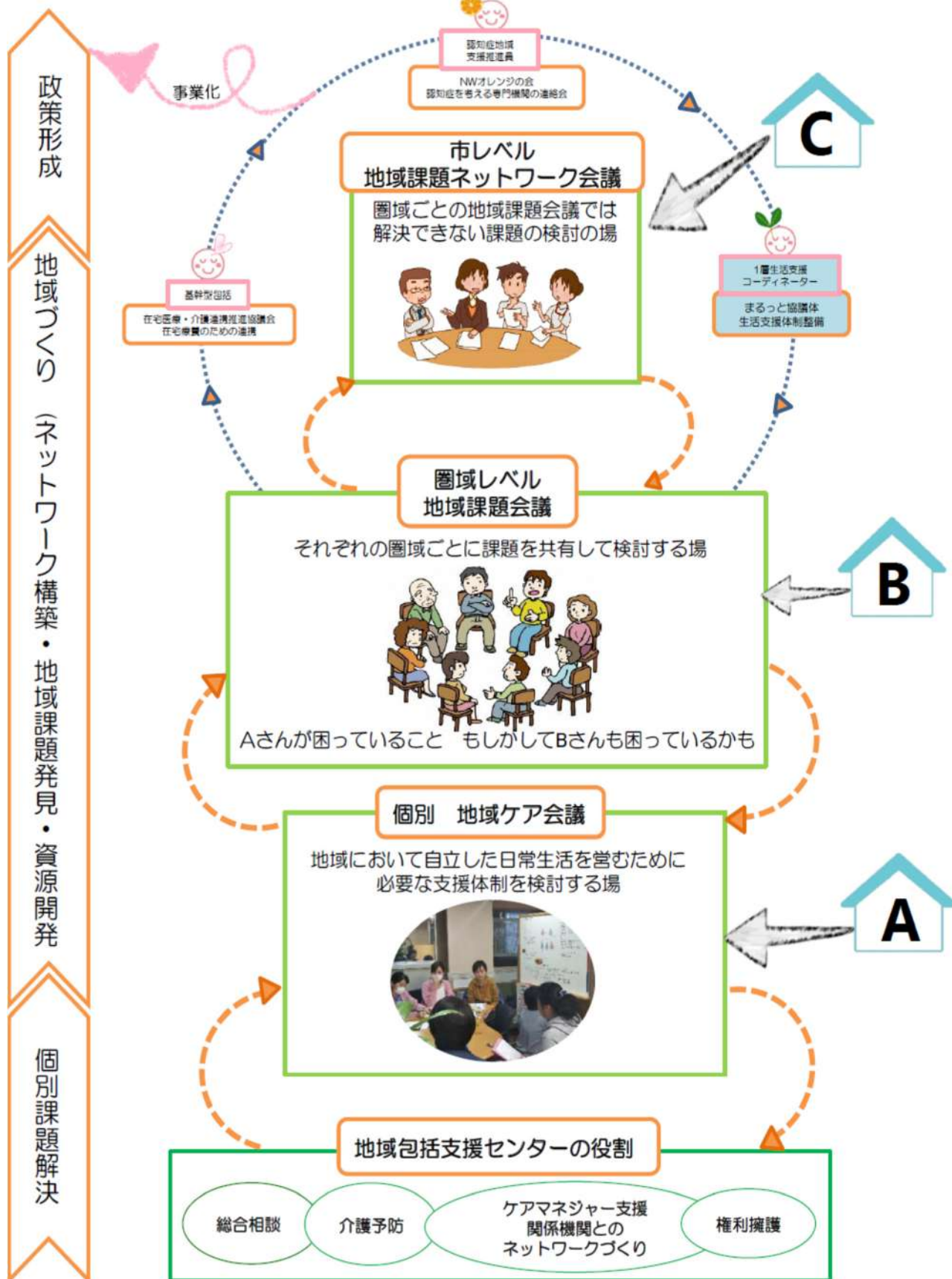
B：圏域レベル 地域課題会議

名称	目的	参集者
地域課題会議（わがまちミーティング）	地域の課題を共有し検討する会	地域住民、地域の関係者、地域包括支援センターなど

C：市レベル 地域課題ネットワーク会議

名称	目的	参集者
地域課題ネットワーク会議	圏域ごとの地域課題会議では解決できない課題を検討する会	行政、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業を含む関係者など

多摩市 地域ケア会議イメージ図



（3）地域包括支援センターの機能強化

◀▼高齢支援課▶

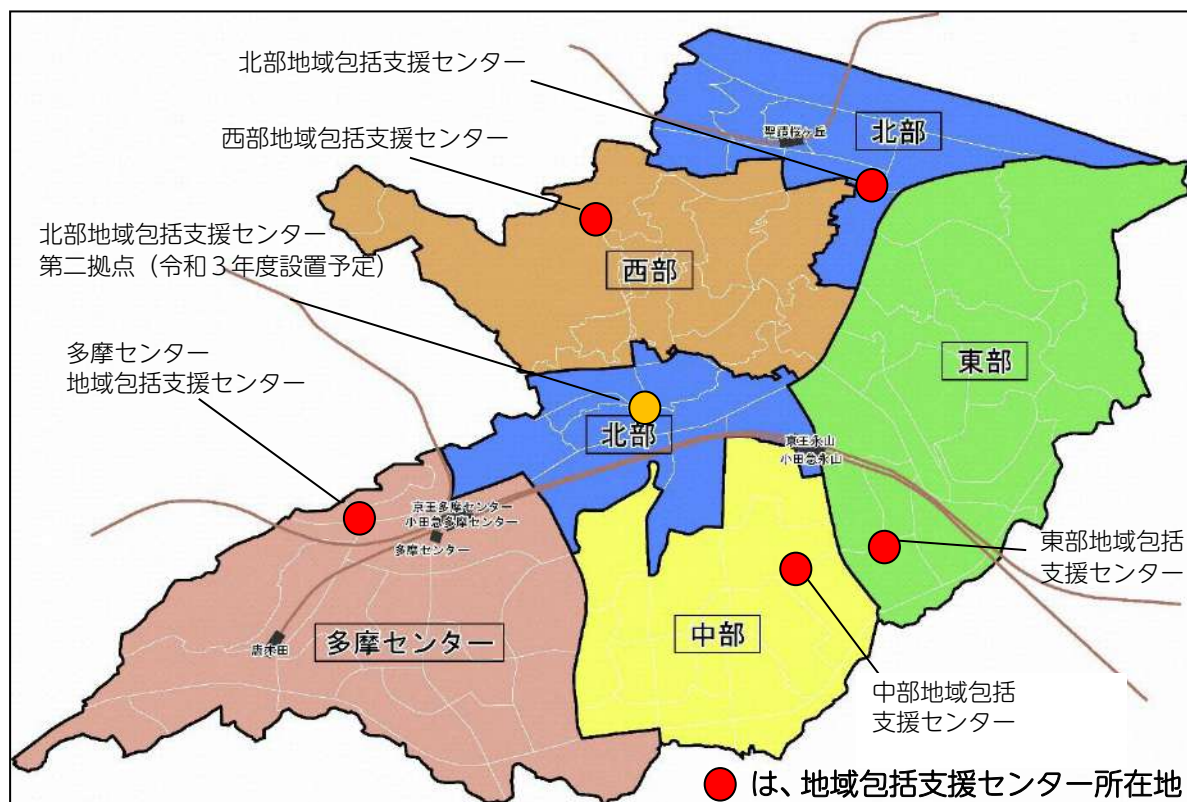
地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の中心として重要な役割を果たしています。平成28年4月に、地域包括支援センターの担当地区をコミュニティエリアに合わせ5か所に再編し、地域包括支援センターの後方支援機関として、高齢支援課に基幹型地域包括支援センターを設置しました。

地域包括支援センターについては、利用者の認知度向上を図り相談者の利便性の向上及び増大するニーズに対応するため業務効率性の向上が必須であり、そのための取組として、高齢者人口の推移や公共施設などの地域の状況を踏まえ、相談者の利便性に配慮した場所への移転や、必要に応じた第二拠点の設置等を検討していきます。

また、地域共生社会に向けた包括的支援のための横断的な相談体制である「多摩市版地域包括ケアシステム」を関係課と連携・協働しながら推進していきます。

【地域包括支援センター再配置の経過】

時期	地域包括支援センター	移転先
平成28年10月	中部	永山団地名店街
平成30年5月	北部	健康センター
令和元年10月	東部	諏訪複合教育施設
令和3年度予定	北部第二拠点	愛宕第一住宅事務所棟



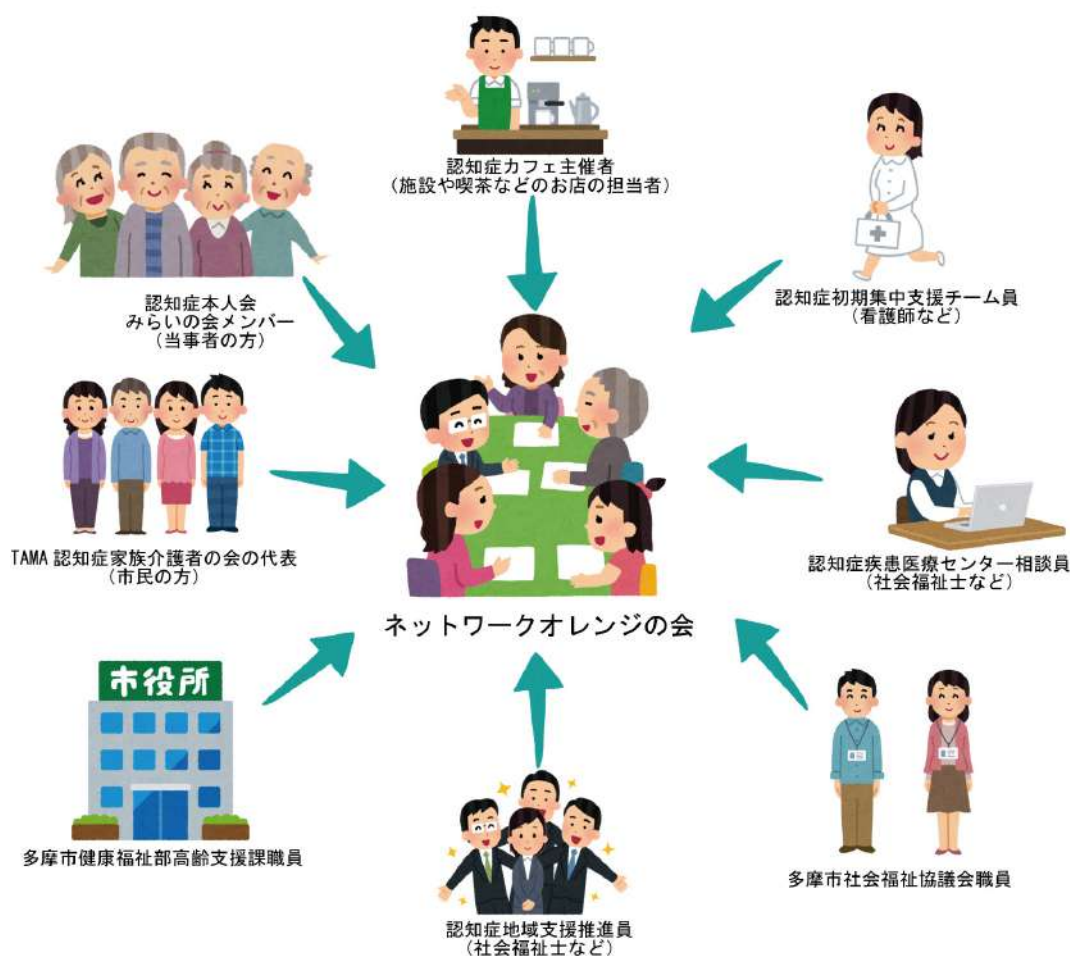
2. 認知症高齢者への支援

国が策定した認知症施策推進大綱（令和元年6月）を基に、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症になっても安心して暮らせる環境を構築します。

ネットワークオレンジの会（認知症支援に係る関係機関による連絡会）などでの意見交換の他、地域ケア会議等を活用し認知症に関する地域課題の抽出を行い、在宅医療・介護連携推進協議会や生活支援体制整備事業と連携しながら、地域の実情に合わせた施策を推進します。

【国の認知症施策推進大綱の5つの柱と多摩市の推進の方向性】

認知症施策推進大綱の5つの柱	多摩市の認知症施策推進の方向性
普及啓発・本人発信支援	普及啓発・本人発信支援
予防	認知症の予防
医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加
研究開発・産業促進・国際展開	—



（1）普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人や家族がより良い環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人が尊厳と希望を持って生活できる環境を整えます。また、認知症への理解を深め、認知症があっても、なくても同じ社会の一員として共に生きることができると目指します。

①認知症に関する普及・啓発

《▼高齢支援課》

認知症の正しい理解を深め、予防につながるように9月に「認知症を知る月間」の実施、認知症に関する基礎情報や相談先、医療機関一覧等が記載された「認知症ケアパス」の改定・普及等を行います。また、市民が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族に対して温かく見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」を実施します。小・中・高校や企業等にも認知症サポーター養成講座の受講を広め、認知症の人を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。



9月認知症を知る月間（令和元年度版）



多摩市版認知症ケアパス

【認知症ケアパスの作成】

	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標	実績	目標	目標	目標
認知症ケアパス作成状況	—	医療機関情報を更新して作成済み	医療機関情報等を更新して作成	医療機関情報等を更新して作成	医療機関情報等を更新して作成

②認知症の人、本人からの発信支援

《▼高齢支援課》

認知症の本人からの発信の機会が増えるよう、認知症の人の暮らし方やアドバイスなどをまとめた「本人にとってのよりよい暮らしガイド」や、本人が今伝えたいこと・自身の体験を話し合った「本人座談会（DVD）」等を活用しつつ、認知症講座「あしたの会」などの講座等で本人が登壇する機会を設けるなど、地域で暮らす当事者とともに普及啓発に取り組みます。また、認知症本人の会、家族介護者の会等を通じて、自身の希望や不安などを共有できる場を確保し、本人や家族の意向を反映した取り組みを実施します。



令和2年12月8日の認知症当事者との共催による講演会「希望のリレー」の様子

（2）認知症の予防

「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」ことを目指し、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず、年齢に拘らず高齢者全般を対象にしている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

①社会参加活動等の充実

《▼高齢支援課》

運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が認知症予防に資する可能性があるといわれています。このことから、地域で高齢者が身近に通える住民主体の通いの場のさらなる拡充を図るとともに、認知症の人に限らず一般市民を対象にしている社会参加活動や学習の場も活用し、単に「支える側と支えられる側」に留まるのではなく、認知症の人が役割を持って互いに支え合いながら自分らしく生活できる地域を目指します。

【(再掲) 介護予防に資する住民運営の通いの場（おおむね週1回以上定例開催）団体数・参加率】

	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目 標	実 績	目 標	目 標	目 標
介護予防 通いの場	80 団体	136 団体	140 団体	150 団体	160 団体
	達成率 170%				
参加者数	参加率 8.8%		9%	9.5%	10%
	2,400 人	3,707 人	(目標人数 3,920 人)	(目標人数 4,210 人)	(目標人数 4,500 人)

※参加率＝高齢者人口に対する参加者実数

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知機能低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上に取り組み連携強化を図ります。

認知症の人及び家族介護者等が集う認知症カフェや認知症本人の会、家族介護者の会と連携し、家族等の負担軽減に取り組みます。

①認知症の早期発見・早期対応

《▼高齢支援課》

平成28年に市内5か所すべての地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、「多摩市版認知症ケアパス」の作成・活用や、認知症カフェの立ち上げ支援等を行っています。令和2年度には、認知症地域支援推進員の質の評価や向上を図るため「多摩市認知症地域支援推進員活動ハンドブック」を作成しました。このハンドブックを活用し、認知症地域支援推進員の共通認識を図りながら、PDCAサイクルに沿って活動を実施します。

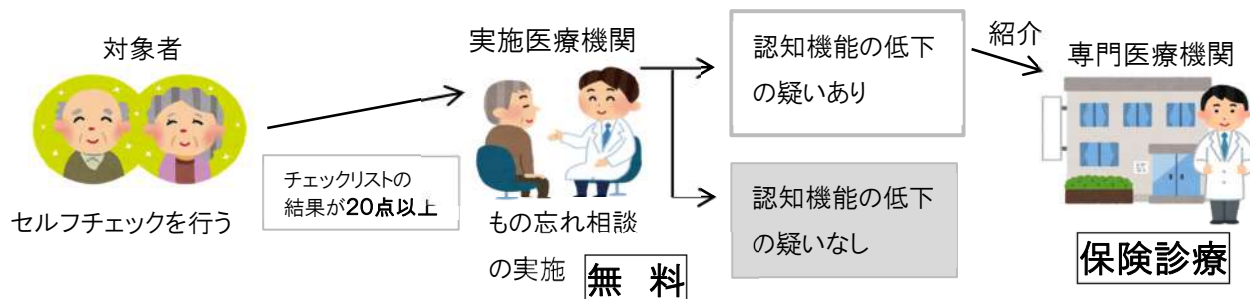
早期発見・早期対応には地域の関係機関との日頃からの連携が必要であることから、認知症地域支援推進員による認知症対策を検討する連絡会「ネットワークオレンジの会」を引き続き開催します。家族介護者の会、認知症本人の会、認知症カフェ、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム等とともに、認知症に関するさまざまな課題について検討し、地域の実情に合った認知症施策を推進します。

②もの忘れ相談事業の実施

《▼高齢支援課》

生活障害・医療の必要性がともに低い層に対してアプローチし、認知症の早期発見・早期対応をすすめます。また認知症予備軍といえる高齢者を介護予防の活動につなげることで、認知症の発症を遅らせること、生活機能の保持を図ることを目的として「多摩市もの忘れ相談事業」を実施します。単に診断するだけでなく、もの忘れ相談としてまずは医療機関への

相談を促し、受診者に「認知症ケアパス」を配布するなど認知症に関する正しい知識の普及啓発も同時に行います。また、もの忘れ相談事業実施医療機関に対し研修会を行うことで、かかりつけ医が認知症の症状、早期発見・早期対応、軽度認知障害に関する知識などを習得する機会となり、認知症の本人や家族が小さな変化を感じた際に相談できる体制を整えます。



【もの忘れ相談事業の実施】

	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標	実績	目標	目標	目標
もの忘れ相談事業の実施	—	未実施	事業実施	事業実施	事業実施

③認知症の人の介護者の負担軽減の推進

《▼高齢支援課》

認知症本人の会、家族介護者の会等の開催など、認知症の人やその家族が、地域住民や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場としての取組の支援を推進します。

認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し適切に対応できるよう、認知症初期集中支援チームによる家族支援や、認知症疾患医療センター等における家族教室や家族同士のピア活動などを活用し、認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援を行います。

○コラム TAMA 認知症介護者の会「いこいの会」
「みらいの会」まちのもの忘れ相談室

「いこいの会」は平成 15 年 3 月に発足しました。

認知症の人を介護している家族が集い、介護についての悩みなどを本音で語り合い、家族として本人への接し方を探りながら、認知症の当事者とともに歩む介護者の会です。

「認知症の本人と介護する家族を中心に、広く認知症について理解を深める」

「地域で認知症の人が暮らしやすくするための普及啓発活動を行う」

「介護を終えて一人暮らしとなった方が地域でいきいきと暮らすための応援をする」

介護をしていると迷い道に入り込んで、どうにもならない気持ちになってしまうこともあります。そんなときも、いこいの会は家族ならではの視点で本人や介護者を支援しています。

「みらいの会」は認知症本人の会として平成 29 年 5 月に発足しました。

みらいの会は、当事者同士がこれまでの体験や現状、また、今やっていることやこれから何がやりたいのか自由に話して前を向いて生きて行く道を探っています。

みらいの会に参加いただいている方が、認知症に関する講演会等に当事者として登壇いただく等、活躍の場も増えてきています。

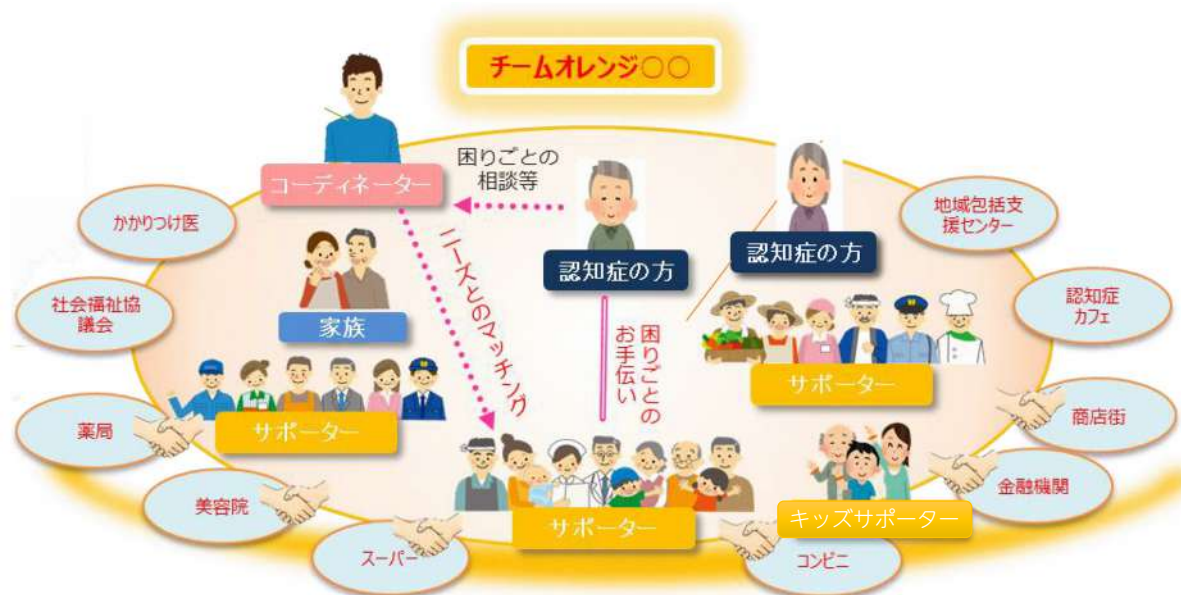
④徘徊高齢者等位置情報サービス等の実施

《▼高齢支援課》

徘徊する可能性のある人を対象に、現在地が判明する G P S 位置情報端末機や身元確認または緊急連絡先の手段を確保するキーホルダーを貸与します。また、所在不明となった場合に、早期発見及び保護に向けた情報提供を呼びかけるメール等を配信します。

① 「チームオレンジ」の整備

令和元年度より、認知症サポーター養成講座受講者を対象に「認知症サポーターフォローアップ講座」を実施し、希望者を「オレンジパートナー」として登録しています。認知症診断後の「空白期間」における心理・生活面の早期からの支援として、認知症の人や家族の悩みや生活支援ニーズ等とオレンジパートナーをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を整備します。認知症地域支援推進員を中心として支援チームを作り、認知症の本人と家族もメンバーとして参加することで、地域とのつながりの継続、社会参加や居場所のきっかけとなることを目指します。



チームオレンジイメージ図

②若年性認知症への支援

若年性認知症の人と家族の支援のために、専門機関（東京都多摩若年性認知症総合センター等）と認知症地域支援推進員との連携を進めるとともに、先進的な取組事例を通じて、地域の実情に応じた効果的な取組を推進します。

③ 社会参加への支援

◀▼高齢支援課▶

認知症の人や家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる市内8か所の認知症カフェにおいて、認知症の人等が自らの考えを話し、活動するための取組を推進します。

また、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として生きがいを持って生活ができるよう、認知症の人本人のニーズを把握しながら、介護予防にもつながる地域活動等へ参画する取組を推進します。

●多摩市の認知症カフェ（令和2年10月時点）

名称	原則の開催日	開催場所
すみれカフェ えがお	毎月第3金曜日 15:00～16:30	カフェ・シナモン
ものカフェ	毎月第4金曜日 15:00～17:00	永山福祉亭 (永山団地名店街内)
ふらっとカフェ	毎月第2土曜日 12:00～15:00	ふらっと麻の葉 (鶴牧商店街内)
ゆいま～るカフェ だんだん	毎月第3土曜日 10:30～12:00	ゆいま～る聖ヶ丘 多目的室
あいくるーbande	月～土曜日 14:00～16:00	特別養護老人ホーム 愛生苑
すみれカフェ つどい	毎月第1日曜日 11:00～14:00	訪問看護ステーション 1階
ネコサポかふえ	毎月第2木曜日 15:00～16:00	ネコサポステーション (貝取商店街・郵便局並び)
からきだ匠カフェ	毎月第4水曜日 14:00～16:00	プラネットカフェ



認知症カフェの様子

3. 虐待防止・権利擁護等の推進

高齢者が、住み慣れた地域において健康で自分らしく生活していくために、利用するサービスや支援を自らが選択し自己決定できるよう、意思決定支援をすすめるとともに、高齢者虐待防止のための対応や成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を促進していきます。

認知症や精神障がい等による判断能力の衰えのために、財産管理や契約行為等において不利益を被らないよう、多摩南部成年後見センターや中核機関である社会福祉協議会権利擁護センターを活用し支援していきます。

親族等が後見人を務めることが困難で、成年後見制度を必要とする高齢者の増加を見据え、地域福祉の視点を踏まえた権利擁護を推進していきます。

（1）高齢者虐待防止への取組の推進

高齢者虐待が疑われる状況があるとき、高齢者の権利擁護のために、適切な対応を図ります。高齢者や養護者から虐待の状況把握を行い、虐待予防に向けた介入や、関係機関との連携・協力しながら対応します。また、状況に応じ、老人福祉法による措置の実施や、成年後見制度を活用するなど、適切に権限行使を行います。

① 相談・対応機能の拡充

◀▼高齢支援課▶

高齢者虐待に対して、関係機関の協力により事実確認及び緊急性の判断を行い状況に応じた介入方法を検討し、迅速かつ適切な対応を図ります。介護者に対する相談支援の充実を図り、過度な介護負担や不適切な介護による虐待を防止していきます。

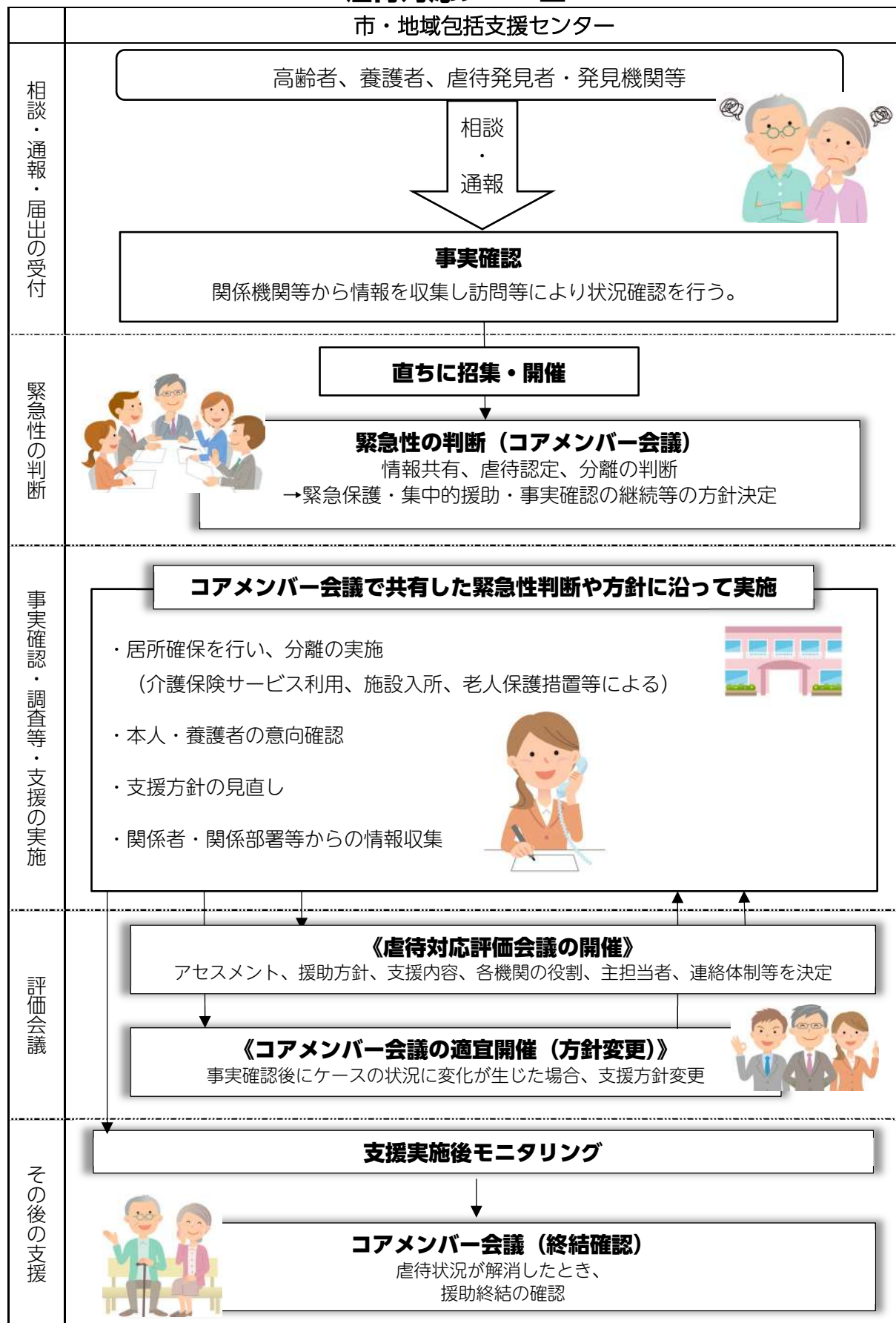
介護支援専門員やその他介護サービス事業所等に対し、地域包括支援センターが高齢者虐待対応についての研修を実施し、地域全体で正しい知識をもって迅速かつ協力し合って支援ができるような体制を構築します。

「多摩市高齢者虐待対応マニュアル」を地域包括支援センターとともに定期的に見直しを行うことで、地域包括支援センターのスキルアップに取り組みます。



「STOP！高齢者虐待」リーフレット

虐待対応フロー図



（２）権利擁護事業の推進

① 多摩南部成年後見センターによる後見業務の実施・充実

＜▼福祉総務課＞

成年後見制度の中核機関として近隣５市で構成する多摩南部成年後見センターにおいて、身寄りがない、経済的に困窮性がある等、福祉的な配慮が必要な方に、法人後見を実施します。

また、同センターを活用し、弁護士や司法書士等の専門家による後見に加え、市民後見人（社会貢献型後見人）を育成し、後見業務の充実を図ります。

② 成年後見制度の普及啓発

＜▼福祉総務課＞

成年後見制度における身近な地域の中核機関として、多摩市社会福祉協議会権利擁護センターを位置づけ、成年後見制度に関する相談機能の充実を図り、また、成年後見制度の利用者及び後見人の支援を行います。併せて、研修会や講座などを開催し、成年後見制度の普及・啓発を図ります。

③ 地域福祉権利擁護事業の推進

＜▼福祉総務課＞

権利擁護支援の中核を担う社会福祉協議会権利擁護センターでは、認知症や精神障がい等により、日々の金銭管理や大切な書類の保管等、日常生活を営むのに支障がある方に対し、本人と社会福祉協議会の契約により、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行う地域福祉権利擁護事業を実施します。

④ 権利擁護センターとの連携

＜▼福祉総務課＞

成年後見制度における中核機関として、高齢者の権利擁護や成年後見制度の紹介等の相談窓口としての役割を社会福祉協議会権利擁護センターが担い、市と協働し権利擁護の推進を図ります。

○コラム 社会福祉協議会権利擁護センター

社会福祉協議会権利擁護センターは、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する事業の周知・啓発を図るとともに、アウトリーチを含む相談や成年後見人支援、福祉サービス利用支援事業等を行います。

4. 見守り合い、支え合える地域への取組

行政や医療・福祉の関係者だけではなく、住民同士の支え合いを高め、地域の力を結集した見守り、支え合いの仕組みを構築し、日常的に高齢者と接する地域の人たちや店舗・事業者等が高齢者の様子の変化に気づき、行動できるような地域づくりを目指します。

家族や地域とのつながりが薄れる中、日常生活や介護に不安を抱く高齢者・認知症高齢者に対し、孤立を防ぎ、日常でのさまざまな問題の早期発見ができる見守り・支え合いへの取組を行います。

（1）見守り・支え合いの充実

① 見守りのネットワークの構築

《▼福祉総務課、高齢支援課》

多摩市、地域包括支援センター、高齢者見守り相談窓口、社会福祉協議会、自治会・管理組合、民生委員、NPO、老人クラブ、地域見守り協力事業者等をはじめとする関係機関・団体が情報の共有と連携を図り、地域福祉の推進を積極的に進めていくための場づくりを構築・充実させていくことを支援しながら、見守りのネットワーク構築を進めます。

また、地域住民が主体的に活動し、地域全体で高齢者を見守り、支えていく仕組みを推進し、さまざまな見守りの担い手による地域の見守りを構築していきます。

〇コラム 協力事業者による多摩市地域見守り活動とは

地域で活動する民間事業者と「協力事業者による多摩市地域見守り活動」を締結し、声かけなどを通じて地域の見守りと異変の早期発見、支援へとつなげていく体制の構築を目指しています。

令和2年4月1日現在で、宅配事業者、コンビニエンスストア、薬局、郵便局など31の協力事業者が登録しています。

② 見守り活動拠点の支援

《▼高齢支援課》

ボランティアや住民主体で行われている「ふれあいいきいきサロン」や団地商店街のスペースを活用した交流拠点等、ゆるやかな見守り活動を推進していくため、生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、見守り活動を支援します。

また、週1回程度活動する団体を支援し、住民同士で声をかけ合いながら、孤立しない地域づくりを目指していきます。

③ 見守り相談窓口の設置

《▼高齢支援課》

平成28年より、永山モデルとして、地域住民とともに高齢化に向けた地域づくりを検討し、中部高齢者見守り相談窓口を開設しました。

中部高齢者見守り相談窓口では、相談業務や単身世帯・高齢者のみ世帯に対する戸別訪問による実態把握調査、「見守り協力員」や見守り窓口相談員による見守り活動の実施、地域住民や関係者との連絡会による見守りネットワークの構築を推進しています。

また、高齢化率が高い北部地域包括支援センターの地域において、2箇所目の高齢者見守り相談窓口を設置していきます。他の地域においても、各地域の高齢者の状況を踏まえ、地域住民や関係機関等の意見を取り入れながら、見守り相談窓口のあり方や設置について検討していきます。

④ 見守り協力員による見守り・支え合いづくり

《▼高齢支援課》

日常のゆるやかな見守りから、一歩進んだ定期的な見守り活動を行う「見守り協力員」を養成しています。「見守り協力員」は地域の高齢者の孤立を未然に防ぎ、住民が主体的に活動することで、地域全体で高齢者を見守り、支えていく仕組みを推進しています。

見守り活動の様子



見守り協力員連絡会の様子



○コラム コロナ禍における見守り協力員の活動

地域の見守り活動をしている見守り協力員が、自宅での自粛生活の中、「自分に何かできることはないか」と、手作りマスクを100枚以上作り、近所の1人暮らしの方を中心に配りました。受け取った市民からは「ありがとう」「元気になっているよ」と、感謝の言葉が寄せられました。



手作りマスク

⑤ 見守りサポーター養成

《▼高齢支援課》

地域でゆるやかに高齢者の見守りをさりげなく行い、必要なときに助け合える地域づくりを推進するため「見守りサポーター（TAMAみまもり隊）」を養成しています。地域のだれも見守りに意識をもつことで、いつまでも安心して住み続けることができる地域を実現します。

⑥ 緊急通報システム事業の実施

《▼高齢支援課》

日常生活上、常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等の緊急時に対応するため、ボタンでの即時通報と見守りセンサーを併設する民間事業者による緊急通報システムを引き続き提供します。

（２）介護に取り組む家族等への支援

介護者自身の身体的・精神的負担を軽減するとともに、高齢者本人と家族が地域とつながり、ともに自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護の専門機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会等が、それぞれの専門性を活かして、介護者への働きかけと学習の場や相談の機会を提供する仕組みを作ります。併せて、介護や在宅療養についての地域の人々の理解を進める普及啓発をすすめます。

①社会福祉法人による地域出前事業

《▼福祉総務課》

多摩市内の社会福祉法人で構成するネットワーク連絡会を設置し、地域のための公益活動として「地域出前事業」を行います。社会福祉協議会が窓口となって、市民の団体やグループの活動する場へ社会福祉法人の職員を派遣し、介護や認知症等に関する専門的知識を活かした講座や相談会を実施します。

②家族・本人を支える福祉サービス

ア 日常生活用具の給付事業の実施

《▼高齢支援課》

介護保険の認定を受けていない身体機能の低下した高齢者に対し、必要と認める日常生活用具の給付を行います。また、介護保険制度の改正の状況等を勘案しながら、対象者の見直し等を検討していきます。

イ 住宅改造費助成事業の実施

《▼高齢支援課》

介護保険の認定結果が自立と判定された方のうち必要と認める身体機能の低下した高齢者に対し、居宅で安全に生活していくために、住宅改造に要する費用の助成を行います。

また、介護保険制度の改正の状況等を勘案しながら、対象者の見直しや費用の助成内容及び身体状況に合わせた住宅改造を行うために、必要に応じてリハビリテーション専門職等の派遣について、検討します。

ウ おむつ支給・助成事業の実施

《▼高齢支援課》

寝たきりや認知症のため、常時おむつを必要としている高齢者に対し、在宅生活者には現物支給、入院中の高齢者には現金助成を行い、衛生の確保と介護者の負担軽減を図ります。令和2年度からは第2号被保険者で要件に該当する方も支援の対象に含め、若年性認知症などで支援が必要な方にも支援が行き届くよう対象を拡大しました。

5. 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進

地域包括ケアシステムの構築を目指す取組の一環として、医療と介護を一体的に提供できる体制づくりが重要となっています。また、高齢者が自宅での生活を選択したときに、日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで、自宅での療養生活を可能とする「在宅療養」を一層広げていく必要があります。

本市では令和2年3月に多摩市版地域医療連携構想を策定し、在宅医療や看取りを支える医療連携、入院（転院）・退院時の医療連携等について課題と解決の方向性を取りまとめました。

病を抱えて生きる高齢者を支えるため、医療・介護・行政の関係者で構成する多摩市在宅医療・介護連携推進協議会で、在宅医療の現状把握、課題の抽出、あるべき姿と進め方までを協議し、在宅医療・介護の連携支援を進めていきます。

（1）在宅医療・介護連携の推進

①多摩市在宅医療・介護連携推進協議会

《▼高齢支援課》

地域の医療・介護連携の把握、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築、在宅医療・介護関係者の情報の共有支援、医療・介護関係者の研修の充実等の推進を目指し、「多摩市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置しています。協議会では、年度ごとに検討するテーマを設け議論し、地域ケア会議で抽出された地域課題と連動し、医療・介護の連携に関する課題解決に向け取り組んでいます。

②多摩市高齢者在宅療養支援窓口の設置

《▼高齢支援課》

平成30年度から医療・介護の相談に対応する専門機関や高齢者本人・家族を対象にした高齢者のための在宅療養支援窓口を医師会に設置しています。窓口では、在宅で療養生活を送るための地域資源を把握し、安心した療養生活ができるよう電話等での相談を通して支援しています。また高齢者本人・家族の状況をふまえ、医療や介護サービスを主体的に選択できるように、在宅療養にかかるさまざまな課題に対応することを目指します。

【多摩市高齢者在宅療養支援窓口】

	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標	実績	目標	目標	目標
相談実件数	—	89件	90件	95件	100件

③高齢者の在宅療養にかかわる専門職向け研修会

◀▼高齢支援課▶

さまざまな機関が実施する研修の整理と多職種連携に必要な研修を継続し、顔の見える関係とネットワークづくりを進めます。高齢者が安心して生活ができるよう在宅療養にかかわる医療職と介護職等すべての職種が、円滑に連携ができるように研修部会で内容を検討・立案し、研修を行っていきます。また高齢者本人・家族の意思決定を多職種が支援するための研修も実施します。

ともに専門職がお互いの専門性を理解しあう場として、研修を充実させていきます。



在宅療養にかかわる専門職向け研修会の様子

●令和元年度の研修会実績

日程	研修テーマ	参加者数
令和元年6月20日(木)	多職種でのグループディスカッション	64名
令和元年12月18日(水)	ACPを知ろう	68名
令和2年2月13日(木)	MCSを知ろう	52名

○コラム ACPとは



ACP = アドバンス ケア プランニング

将来にそなえて、今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスです。

11月30日は人生会議の日（いい看取り・看取られ）と位置付けられています。

（２）在宅療養の普及・啓発

①市民に向けた普及・啓発

ア 地域医療に関する普及・啓発

《▼健康推進課》

本市の医療資源は高度急性期・急性期から在宅・日常療養までそれぞれの機能を備えた医療機関があり、地域医療の機能分化を図り、連携を進めやすい環境にあります。

こうした恵まれた医療提供体制や入退院から在宅に向かう流れなど、医療・介護が連携して提供されるプロセスを分かりやすく広報することにより、市民の方々が自らの意思で必要な医療を選択することができるための支援をしていきます。

イ 在宅療養に関する普及・啓発

《▼高齢支援課・健康推進課》

療養生活を送る高齢者や家族にとって、自らの意思で生き方を選択することは重要です。しかし、住み慣れた家や施設で最期のときを迎えることは、想像しにくいものであることから、かかりつけ医の推進や、医師会・歯科医会・薬剤師会等専門機関と連携し、講演会等の開催、普及啓発のためのパンフレット等の配付及び広報紙・ホームページへの掲載などさまざまな形で、在宅療養について普及啓発を図っていきます。



リーフレット「在宅療養のすすめ」

②かかりつけ医等の推進

《▼健康推進課》

医療の機能分化がすすみ、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局（薬剤師）」の重要性が増す中で、医師会・歯科医会・薬剤師会・柔道整復師会等と連携し意識啓発を行うとともに、高齢者が身近な地域で気軽に相談ができる「かかりつけ医」等をもてるよう、医療機関の情報を提供します。「多摩市版地域医療連携構想」に基づき、必要なときに身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医師会等とともに地域の診療所・病院等との医療連携を推進します。

③救急医療体制の充実

《▼健康推進課》

不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急を担う市は、二次・三次救急を担う東京都とともに消防署や医療機関等と連携し、救急医療体制の充実に努めます。また、初期救急や電話相談「#7119」の利用など救急時における適切な受診行動の周知の啓発を行います。

○コラム 多摩市版地域医療連携構想（平成30年度～）

「地域包括ケアシステムの構築」と「医療提供のあり方」を両輪としてより身近な地域医療の実現を進めていくため、市民が医療と関わる場面を軸に、「外来」「在宅」「看取り」「入院・転院」「退院」「災害時」「救急」「周産期」「小児」の目指す医療の姿をまとめるなどの取り組みを進めています。



多摩市版地域医療連携構想



ワークショップの様子

6. 高齢者の住まいの確保

高齢者に配慮した多様な住宅の確保、さまざまな制度についての情報の提供・周知を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう配慮した住宅政策を実施します。

（1）住まいの確保の支援

① 高齢者向け住宅の充実

《▼高齢支援課、都市計画課》

高齢者が、それぞれのニーズに合った住まいで暮らせるよう、サービス付き高齢者向け住宅など多様な高齢者の住まいについて、国や東京都の計画・施策の動向等に留意し検討を進めます。

また、事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備においては、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の活用にあたり、同補助金に係る基準を満たすよう促します。

高齢者集合住宅（シルバーピア）では、引き続き生活協力員による入居高齢者の安否確認や相談対応等の支援を行い、65歳以上の単身者や二世帯の方が安心して生活できる住宅を維持運営していきます。

② 住宅ストックの活用

《▼都市計画課》

良好な住宅ストックを維持・改善するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化等の住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低層階への住替えを促進します。

③ 居住支援の推進

《▼福祉総務課、都市計画課》

市営住宅の居住者が加齢・病気等によって日常生活に支障が生じた場合等に、空室の状況に応じて下層階に住み替える「住替え制度」を実施します。都営住宅においては、東京都に対して「住替え制度」の円滑な運用について要望を行います。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けるための入居支援として、見守りサービス等を実施する「あんしん居住制度」（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）や「家賃債務保証制度」（一般財団法人高齢者住宅財団）の普及促進を図るとともに、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者、被災者など）の入居を拒まない住宅として登録された「セーフティネット住宅」や「高齢者向けの優良な賃貸住宅」など賃貸住宅の入居に関する情報提供を行います。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために設置する「居住支援協議会」や住まいにお困りの方の相談窓口として設置する「居住支援相談窓口」により、高齢者の賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。

（２）情報提供の充実

① 住宅改造費貸付制度等の利用促進

《▼都市計画課》

分譲住宅の管理組合等が行う階段等の共用部分への手すり設置及び、段差解消等に必要な費用を貸し付ける「マンション共用部分リフォーム融資制度」（住宅金融支援機構）や、同制度と連携した東京都のマンション改良工事助成制度、満60歳以上の方が、自ら居住する住宅にバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う場合の「高齢者向け返済特例制度」（住宅金融支援機構）の周知を図り、利用を促進します。

② 不動産担保型生活資金制度による支援の実施

《▼福祉総務課》

一定の居住用不動産（土地）を有し、将来にわたってもその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該土地等を担保として生活資金を貸し付ける「不動産担保型生活資金制度」（社会福祉協議会）により、支援していきます。

7. ユニバーサルデザインにもとづいたまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者が安心して住み続けられるまちとなるように、多くの人が利用する施設・道路・公共交通機関等のバリアフリー化や交通事故防止等の安全対策の強化に取り組みます。

（１）まちのバリアフリー化

① 福祉のまちづくりの推進

《▼福祉総務課》

高齢者・障がい者やけがをした人、妊娠中の人、子ども・外国人等、その人の置かれた状況や能力の違いにかかわらず、すべての人がはじめてから利用できるように環境をデザインしていくことが、ユニバーサルデザインの理念です。多摩市では、その理念に沿って作られた「多摩市福祉のまちづくり整備要綱」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりを進めていきます。

② 公共施設のバリアフリー化の推進

《▼公共施設所管課》

高齢者等が使いやすい公共施設となるように、「だれでもトイレ」（多目的・多機能トイレ）の整備、階段の手すりの設置、段差の解消等、公共施設のバリアフリー化を推進していきます。

③ 人にやさしい道づくり

《▼道路交通課》

「多摩市道路整備計画」に基づき、高齢者等が安全かつ安心して移動できるよう、歩道の整備・拡幅、ベンチや手すりの設置、段差の解消、無電柱化の推進等、ユニバーサルデザインの理念を踏まえて、人にやさしい道づくりを推進していきます。

④ 公園の整備

《▼公園緑地課》

高齢者等が安全かつ安心して気軽に公園を利用できるように、公園内の園路や階段のバリアフリー化、休憩施設の設置を推進していきます。

⑤ 民間施設・交通バリアフリー化の推進

《▼福祉総務課・道路交通課》

駅、店舗、医療・福祉関係、学校、一定規模以上の共同住宅等、多くの人が利用する施設をすべての人が安全で快適に利用できるように、「多摩市福祉のまちづくり整備要綱」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化への理解と促進を事業者に働きかけます。

また、高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に移動しやすい施設や移動手段の実現に向けて関係機関とも連携を図っていきます。

（２）交通・移動手段の確保

① 交通マスタープランの推進

《▼道路交通課》

「多摩市交通マスタープラン」に基づき、公共交通の利用を促進するほか、事業継続性及び利便性が高く、高齢者をはじめとした利用者のニーズに沿った公共交通網の実現に向けた取り組みを推進していきます。

② 移動サービスの整備

《▼福祉総務課》

外出が困難な高齢者等の移動については、福祉有償運送に関わるNPO等の団体への支援などを通じ、福祉輸送サービスの確保を図ります。

多摩地域福祉有償運送運営協議会における助言・指導により、福祉有償運送の安全確保等を図ります。

（3）交通安全の啓発

① 交通安全教育・啓発活動の推進

《▼道路交通課》

高齢者が、被害者または加害者となる交通事故を防止するため、高齢者を対象とした講習会の開催、交通安全教育の実施や地域における交通安全意識の高揚等を図る啓発活動、及び運転免許自主返納制度の周知を、多摩中央警察署や多摩稲城交通安全協会等と連携して推進します。

8. 防災・防犯対策の充実

高齢者をはじめ、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指し、安全で安心な暮らしを支えるため、災害に対する安全対策の強化、犯罪被害の未然防止等、各種防犯施策の推進に取り組みます。

（1）防災対策の充実

① 自主防災組織等の強化

《▼防災安全課》

「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を基本に、地域における防災組織の中核的存在である自主防災組織の新規結成を積極的に促進するとともに、支援の拡充・強化を図ります。

② 災害時要配慮者の支援

《▼防災安全課》

「多摩市地域防災計画」や「多摩市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時に、適切かつ迅速に行動できない可能性のある災害時要配慮者である高齢者を守るため、自主防災組織及び防災関係機関等と協力・連携して、避難・救護体制の充実に努めます。

③ 社会福祉施設等との災害時の連携

《▼防災安全課》

社会福祉施設等が災害時の具体的な被害を想定し、関係機関への情報連絡・連携体制を整備し、施設職員等に周知するとともに、円滑な運用を行えるよう、平常時より連携していきます。

社会福祉協議会と締結している「災害時における多摩市と多摩市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」を踏まえ、災害時のボランティアによる活動の円滑化を図ります。

（２）防犯対策の充実

① 多摩市安全安心ネットワークの登録団体の推進

《▼防災安全課》

高齢者等が地域で安心して暮らしていけるよう、「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」に基づき、防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援等に合わせて、多摩市安全安心ネットワークの登録団体の推進を行います。

② 消費者被害の対策

《▼コミュニティ・生活課》

高齢者が、悪質な商法や振り込め詐欺等によって不利益を被ることのないよう、消費生活センターの出前講座等による啓発・相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を推進します。